総 統 企 第 195号 平成17年6月10日

統計審議会会長 美 添 泰 人 殿

総務大臣 麻生太郎

諮問第301号

平成17年に実施される社会教育調査等の計画について

統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3及び統計報告調整法施行令(昭和27年政令第396号)第1条の2の規定に基づき、別添「平成17年社会教育調査等の改正計画 (案)」について統計審議会の意見を求める。

理 由

文部科学省は、平成17年に実施を予定している社会教育調査(指定統計第83号を作成するための調査)及びこれと密接に関連する統計報告の徴集として実施を予定している生涯学習・社会教育施設等調査について、少子高齢化、国際化、情報化等の社会変化に即した社会教育・生涯学習に係る基礎資料の整備を図るため、「平成14年に実施される社会教育調査等の計画について」(諮問第284号に対する答申)及び「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)の指摘を踏まえ、別添のとおり、近年の社会変化と施策の重点分野に対応した調査事項の追加・変更、調査対象施設の捕捉方法の見直し等を行った上で実施することを計画している。今回の改正計画については、統計体系の整備、統計需要への対応、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。